

JLSA発 第0904号

平成30年9月28日

衛生基準認定制度関係者 各位

一般社団法人 日本リネンサプライ協会

会 長 山 田 修



衛生基準認定制度における評価認定委員会の審査について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の事業運営について格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年9月20日に開催された理事会において、衛生基準認定制度における評価認定委員会の審査について、別紙のとおり取り扱うことが承認されましたのでお知らせします。

(別紙)

衛生基準認定制度における評価認定委員会の審査について

平成 30 年 9 月 20 日

衛生基準認定制度における評価認定委員会の審査について、認定制度実施要綱の 3 の (8) により、次のとおり定める。

1. 評価認定委員会の審査過程における指導等について

評価認定委員会における審査の過程において、申請書類や審査項目の一部に、次に掲げる不備（容易に修正、改善できると見込まれるものに限る。）があった場合には、申請者に対して、必要な修正又は改善を指導し、その結果を確認したうえで判定することができるものとする。

- ① 書類等の不備、施設・設備の管理、リネン類の処理及び管理等の不備
- ② 隔壁等の構造、設置状況等の不備

2. 指定洗濯物の検体検査の取扱いについて

更新審査において、過去 3 年間、指定洗濯物の検体検査を概ね 6 か月に 1 度以上実施していない場合には、認定しないこととする。

なお、この取扱いは平成 31 年 10 月 1 日から実施し、平成 33 年度までは、「過去 3 年の間」を「直近 1 年間」と読み替えるものとする。

3. 審査の手順等について

評価認定委員会における審査は、従前どおり、原則として 4 回の審査及び 1 回の実地調査により行い、審査の手順等の詳細は、評価認定委員会において定めるものとする。

なお、各審査の呼称を、次のとおり改めるものとする。（カッコ内は、従前の呼称。）

- ① 第 1 次書類審査 （事前書類審査）
- ② 第 2 次書類審査 （書類審査）
- ③ 実地調査 （実地調査）
- ④ 第 1 次認定審査 （事前認定審査）
- ⑤ 第 2 次認定審査 （認定審査）